

第51回 鈴鹿市都市計画審議会 議案書

令和5年7月4日（火）

鈴鹿市都市計画課

目 次

○議 題

(1) 諮問第1号 (P.1～P.13)

鈴鹿都市計画道路の変更（三重県決定）について
（3・1・28号北勢バイパス）

(2) 諮問第2号 (P.14～P.19)

鈴鹿都市計画道路の変更（鈴鹿市決定）について
（3・4・6号平野三日市線）

○そ の 他

(1) 鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告

諮問第 1 号 鈴鹿都市計画道路の変更（三重県決定）について
（3・1・28号北勢バイパス）

関連路線の都市計画決定に係る鈴鹿都市計画変更図書

鈴鹿都市計画道路の変更 三重県決定

都市計画道路中3・1・28号北勢バイパスを次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・1・28	北勢バイパス	鈴鹿市国分町字佐兵衛林	鈴鹿市稲生町字池之下	鈴鹿市三日市町	約 6,830 m		4車線	41.8m		
	構造形式の内訳		鈴鹿市国分町字西谷	鈴鹿市山辺町字澤		約 670 m	嵩上式		25.3m		
			鈴鹿市河田町字東山	鈴鹿市野辺町字新田		約 1,210 m	嵩上式		25.3m		
			鈴鹿市野辺町字新田	鈴鹿市稲生町字池之下		約 3,620 m	嵩上式		41.8m		
						約 1,330 m	地表式		25.3m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別紙-1 理由書による

計画書変更前後対照表

(ゴシック斜体) : 変更前

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・1・28	北勢バイパス	鈴鹿市 国分町 字佐兵衛林	鈴鹿市 稲生町 字池之下	鈴鹿市 三日市 町	約 m 6,830		4車線	(40m) 41.8m		
	構造形式の内訳		鈴鹿市 国分町 字西谷	鈴鹿市 山辺町 字澤		約 m (650) 670	嵩上式		(25m) 25.3m		
			鈴鹿市 河田町 字東山	鈴鹿市 野辺町 字新田		約 m (1,190) 1,210	嵩上式		(25m) 25.3m		
			鈴鹿市 野辺町 字新田	鈴鹿市 稲生町 字池之下		約 m 3,620	嵩上式		(40m) 41.8m		
						約 m (1,370) 1,330	地表式		(25m) 25.3m		

変 更 理 由 書

国道 1 号北勢バイパス及び国道 23 号鈴鹿四日市道路は、三重県三重郡川越町南福崎(国道 23 号)から鈴鹿市稲生町(国道 23 号中勢バイパス)に至る延長約 28.5km の幹線道路で、国道 1 号及び国道 23 号並びに、内陸部の生活道路における交通量を分散することによって交通混雑の緩和を図るとともに、道路交通の安全を確保し、さらには内陸部の地域開発の促進を目指す路線です。

このうち、鈴鹿市国分町字佐兵衛林を起点とし鈴鹿市稲生町字池之下を終点とする延長 6.83km を「3・1・28 号北勢バイパス」として平成 2 年 12 月に計画決定(平成 20 年 2 月、令和 2 年 1 月に変更)しています。

なお、当該路線は、鈴鹿都市計画区域マスタープラン(三重県)において、本区域の骨格を形成し、国道 1 号及び国道 23 号の機能を強化する幹線道路として位置づけられています。また、鈴鹿市都市マスタープラン(鈴鹿市)においても、県域及び地域間を連絡する長いトリップの交通を処理する広域幹線道路に位置づけられています。

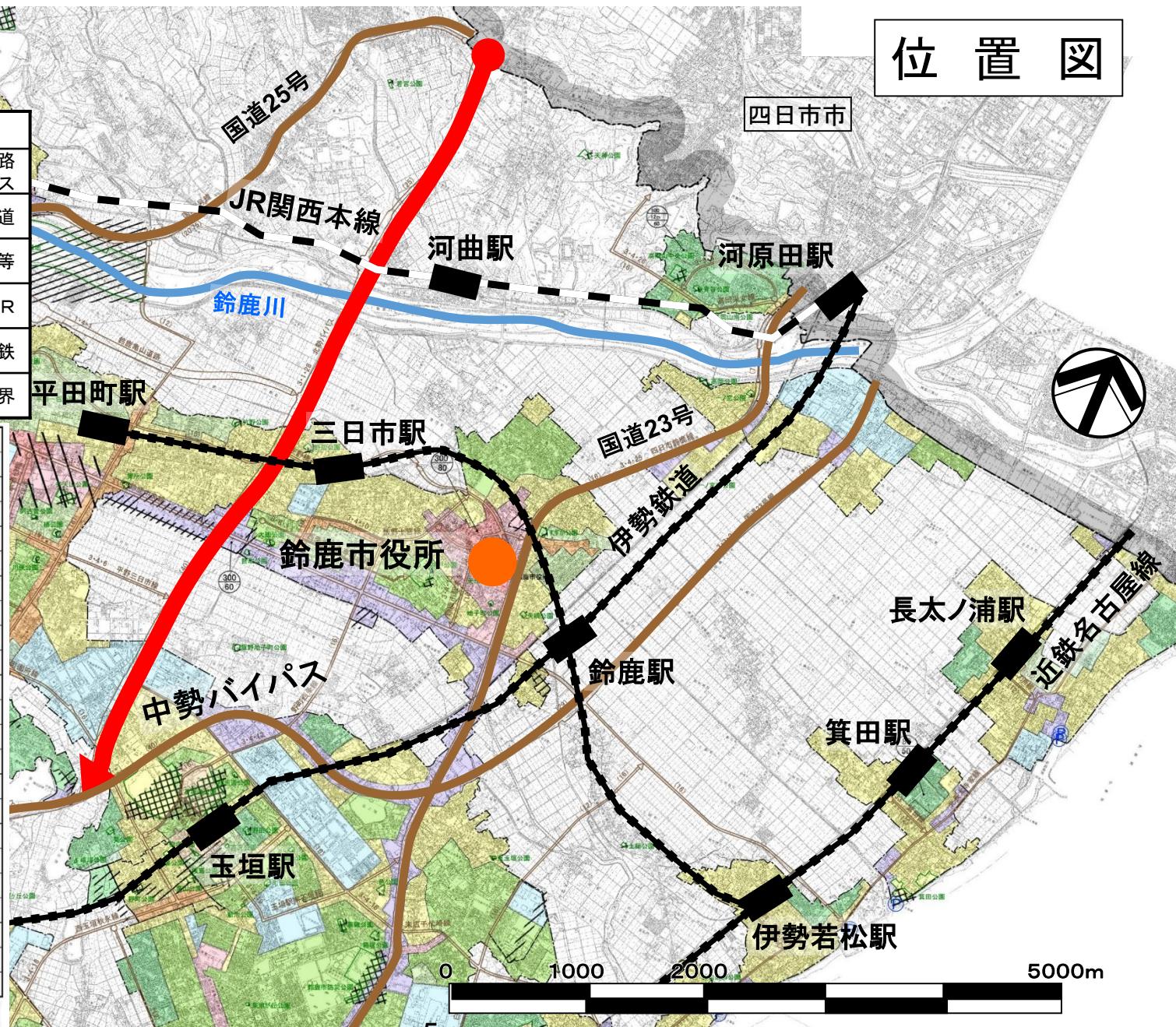
今回の 3・1・28 号北勢バイパスの変更は、国道 23 号鈴鹿四日市道路の事業化に伴い、最新の路線測量、地質調査等に基づく設計の見直しを実施した結果、線形や一部のランプ部の形状変更等が必要になったため、本路線の区域の変更を行うものです。

位置図

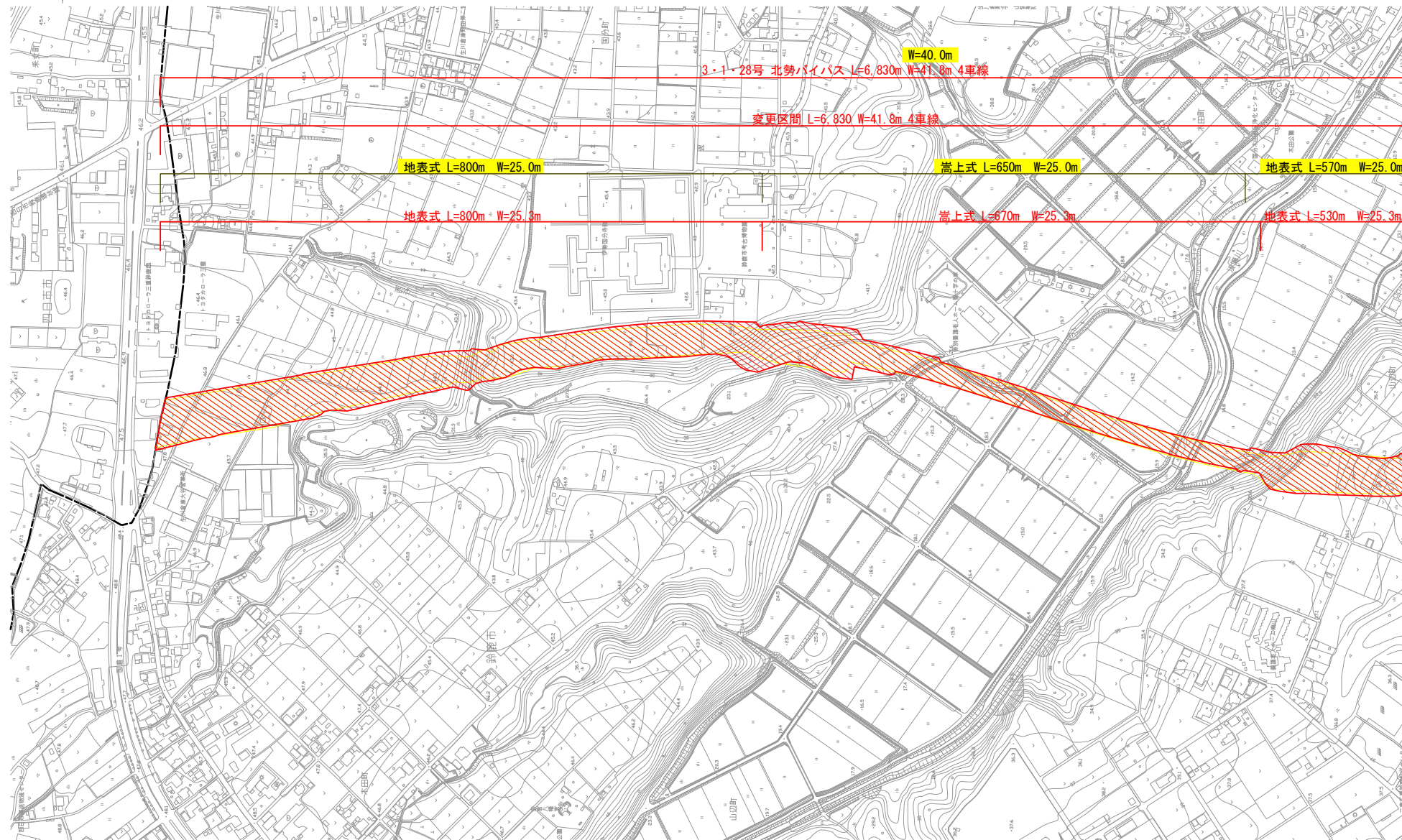
凡 例	
	都市計画道路 北勢バイパス
	国 道
	河 川 等
	J R
	私 鉄
	行 政 界

凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域
	行 政 界
	都市計画道路
用 途 地 域	
	第一種低層住居専用地域 (100/60)
	第二種低層住居専用地域 (100/60)
	第一種中高層住居専用地域 (200/60)
	第二種中高層住居専用地域 (200/60)
	第一種住居地域 (200/60)
	第二種住居地域 (200/60)
	準住居地域 (200/60)
	近隣商業地域 (200/80)
	商業地域 (400/80)
	準工業地域 (200/60)
	工業地域 (200/60)
	工業専用地域 (200/60)
	準防火地域
	都市計画公園
	都市計画緑地
	ポ ン プ 場

市街化区域 平成27年2月13日変更
用途地域 平成27年2月13日変更

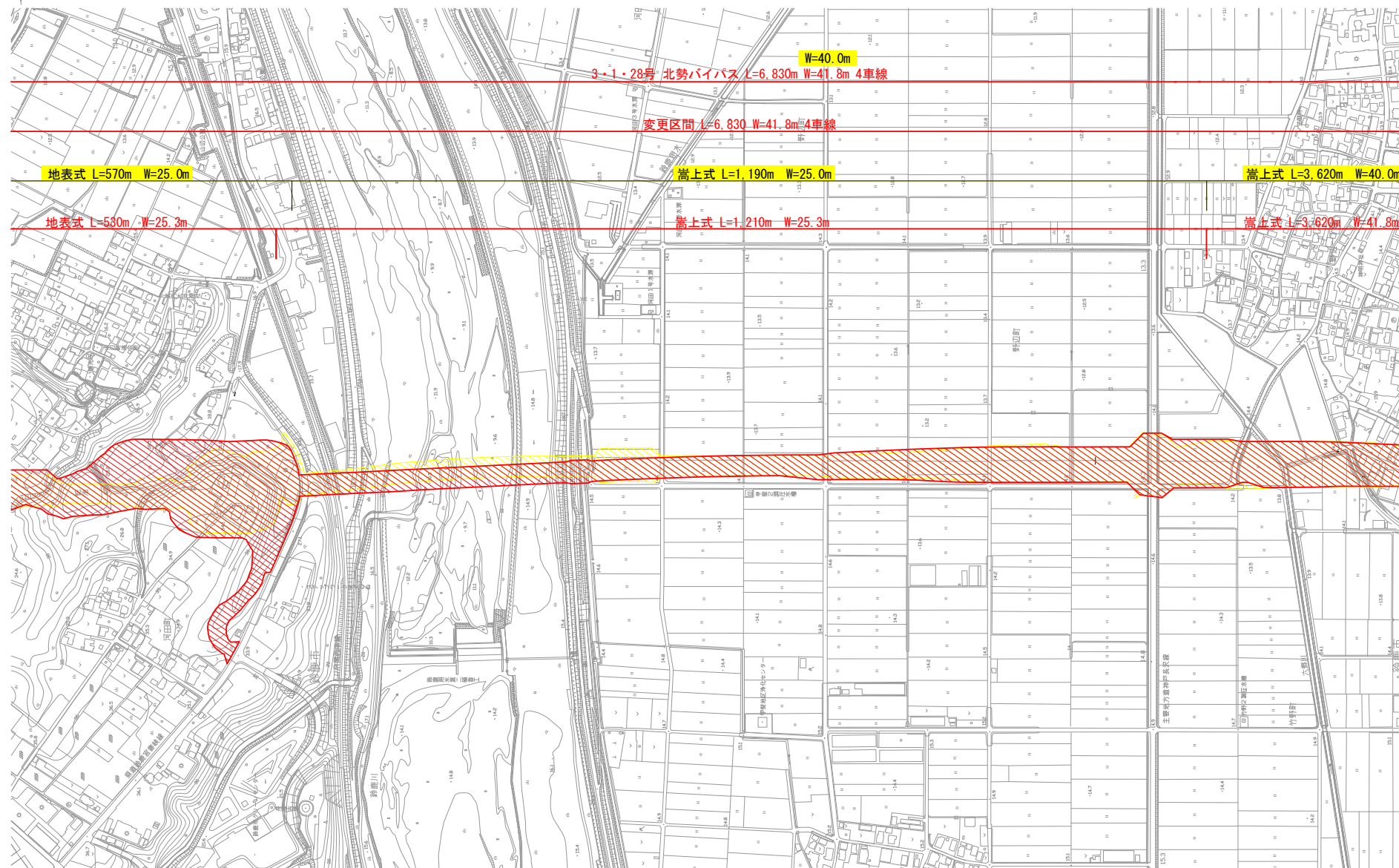


北勢バイパス 計画図(1) S=1:2500



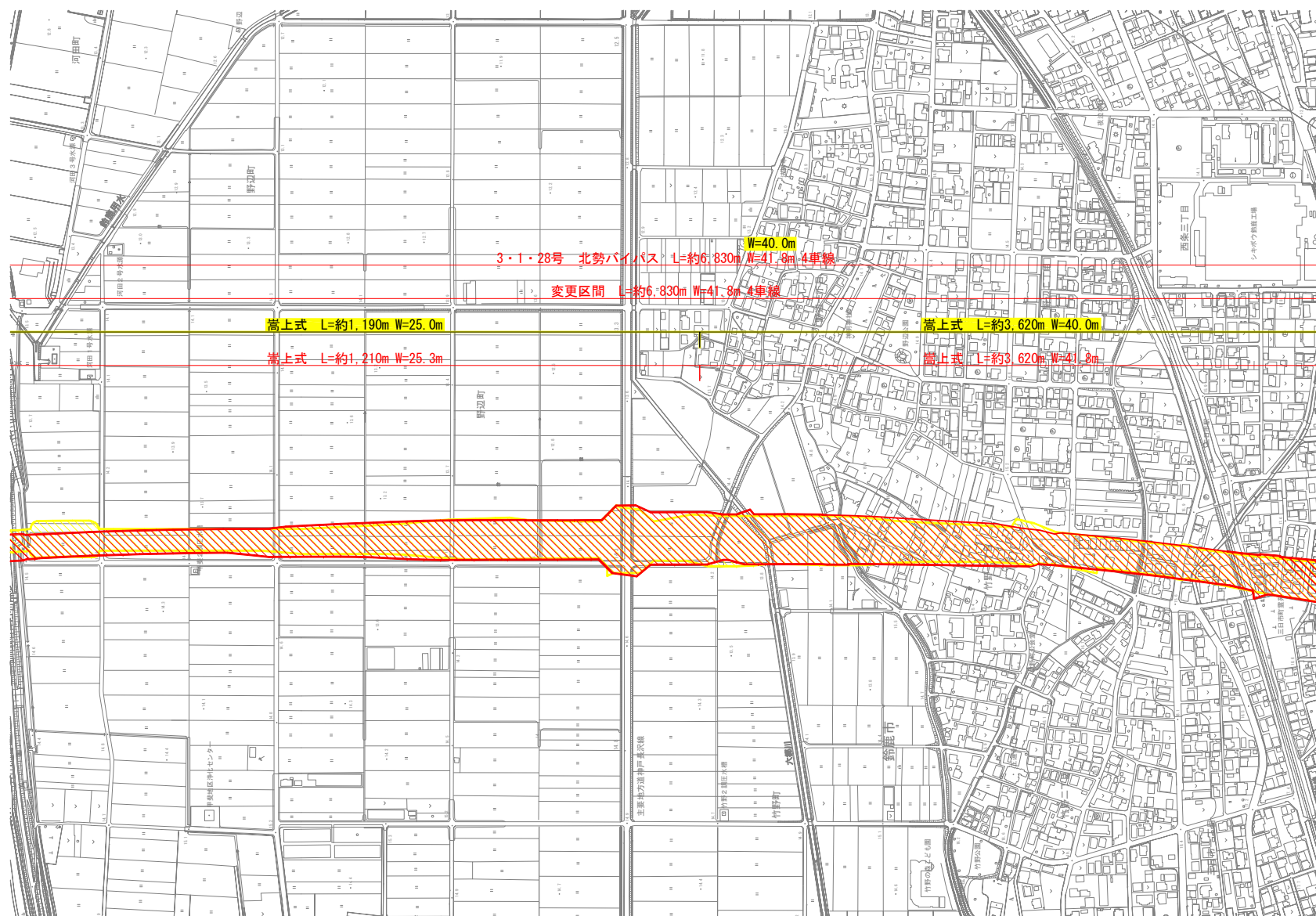
凡	例
変更前	
変更後	

北勢バイパス 計画図(2)



凡 例	
変更前	
変更後	

北勢バイパス 計画図(3) S=1:2500



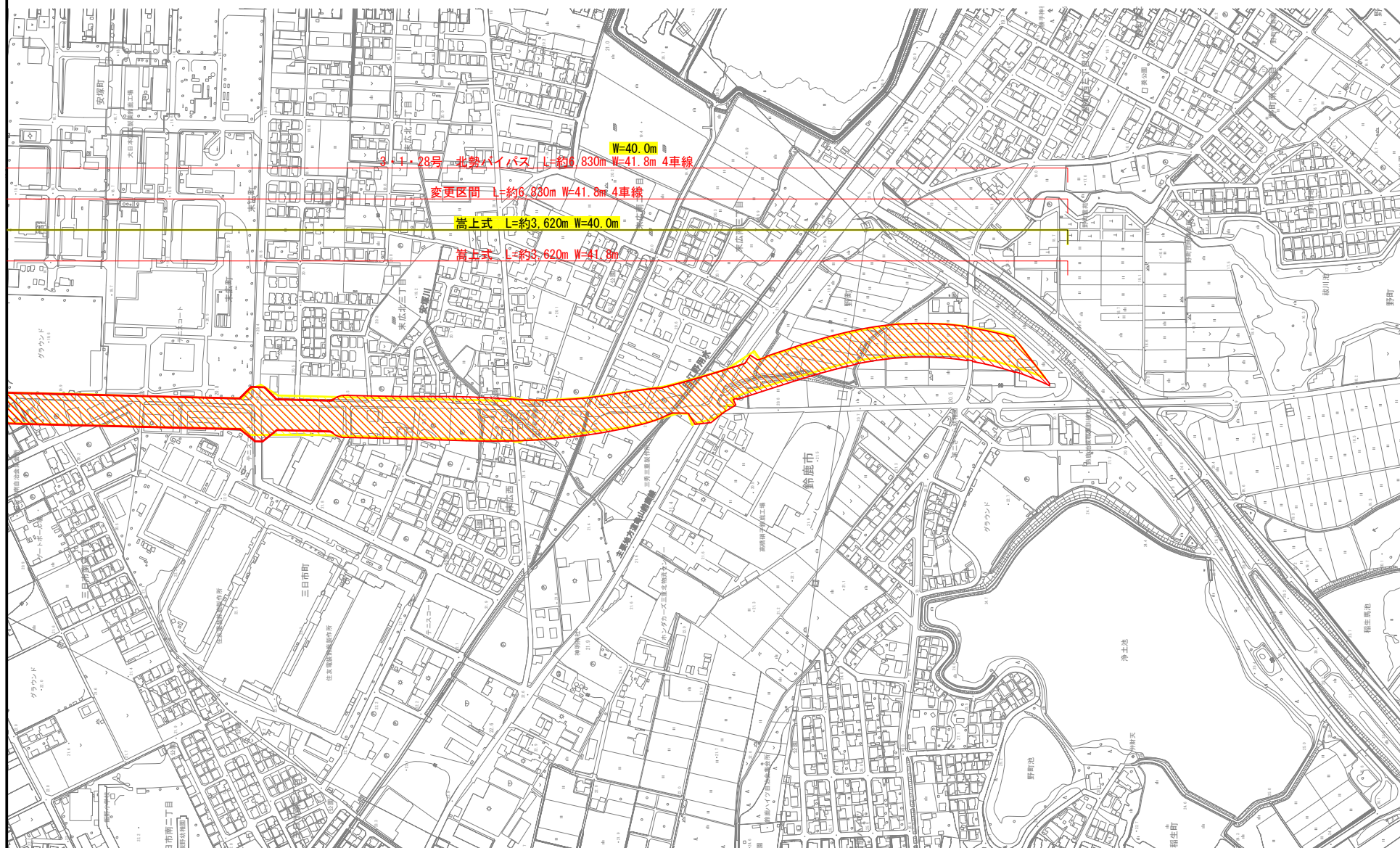
凡 例	
変更前	
変更後	

北勢バイパス 計画図(4) S=1:2500



凡	例
変更前	
変更後	

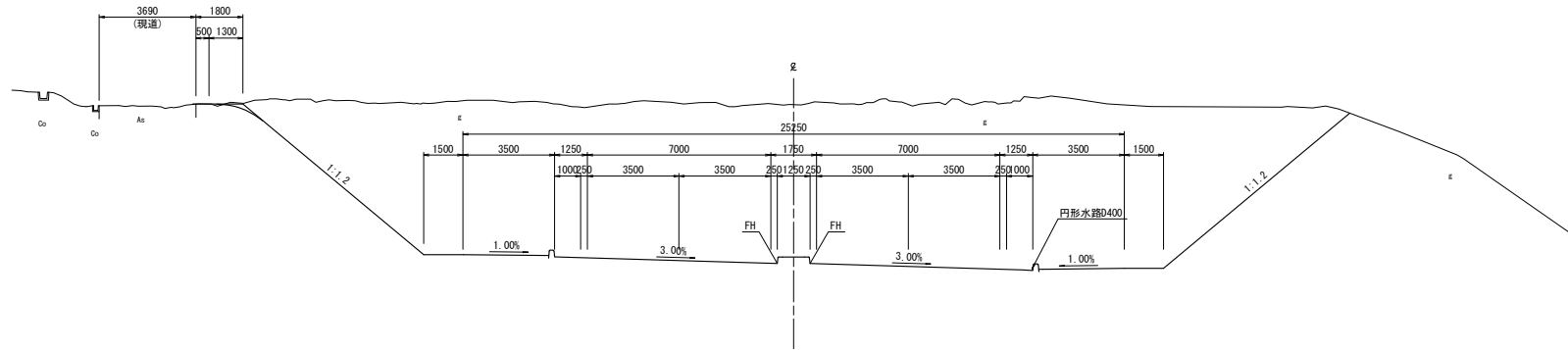
北勢バイパス 計画図(5) S=1:2500



凡	例
変更前	
変更後	

標準横断図

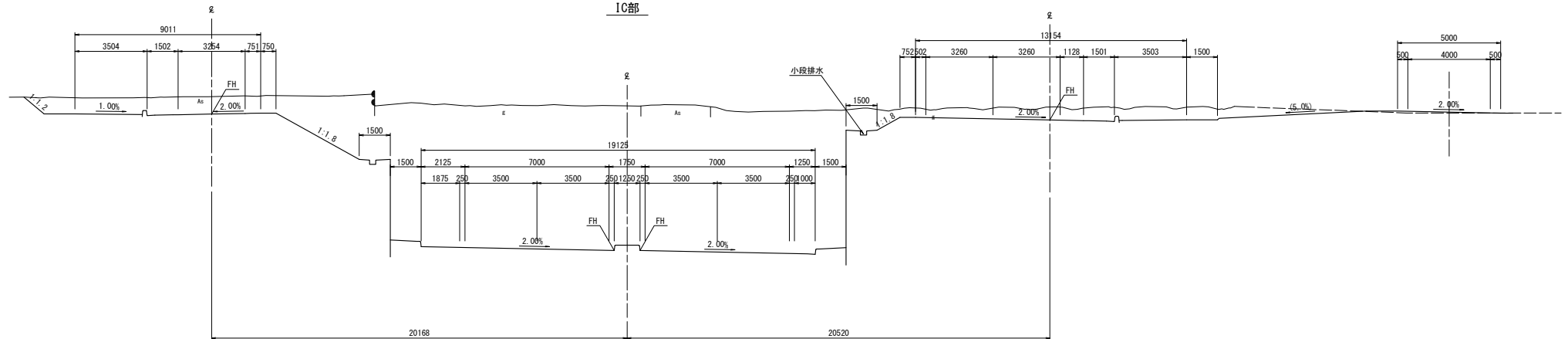
切土部



ONランプ

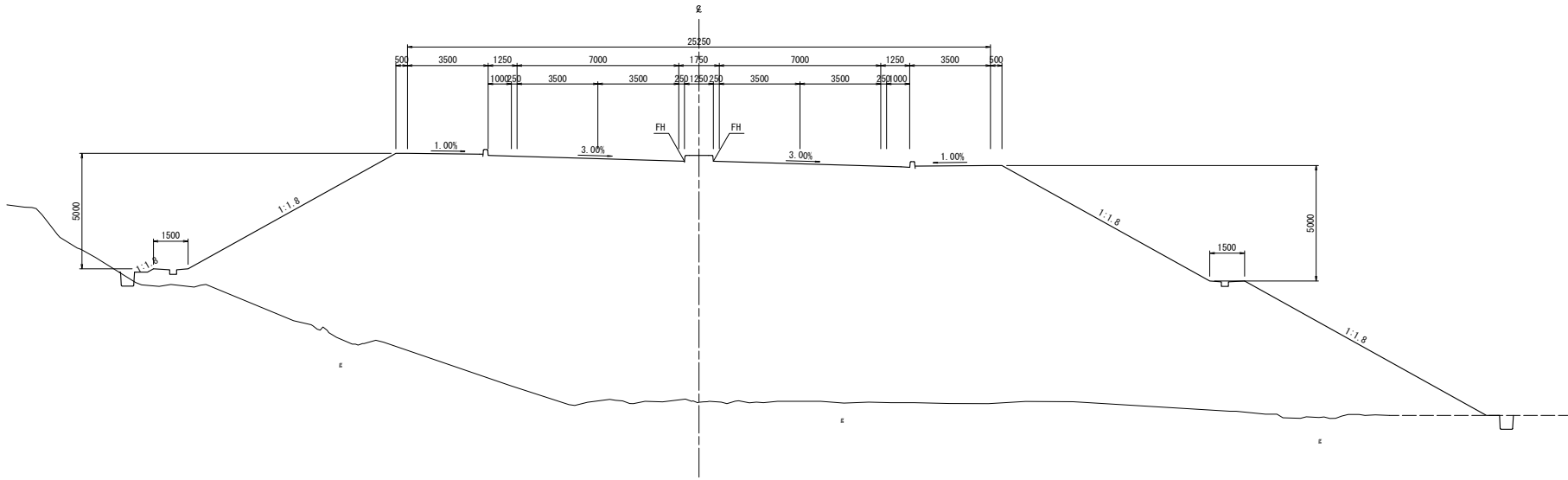
OFFランプ

IC部

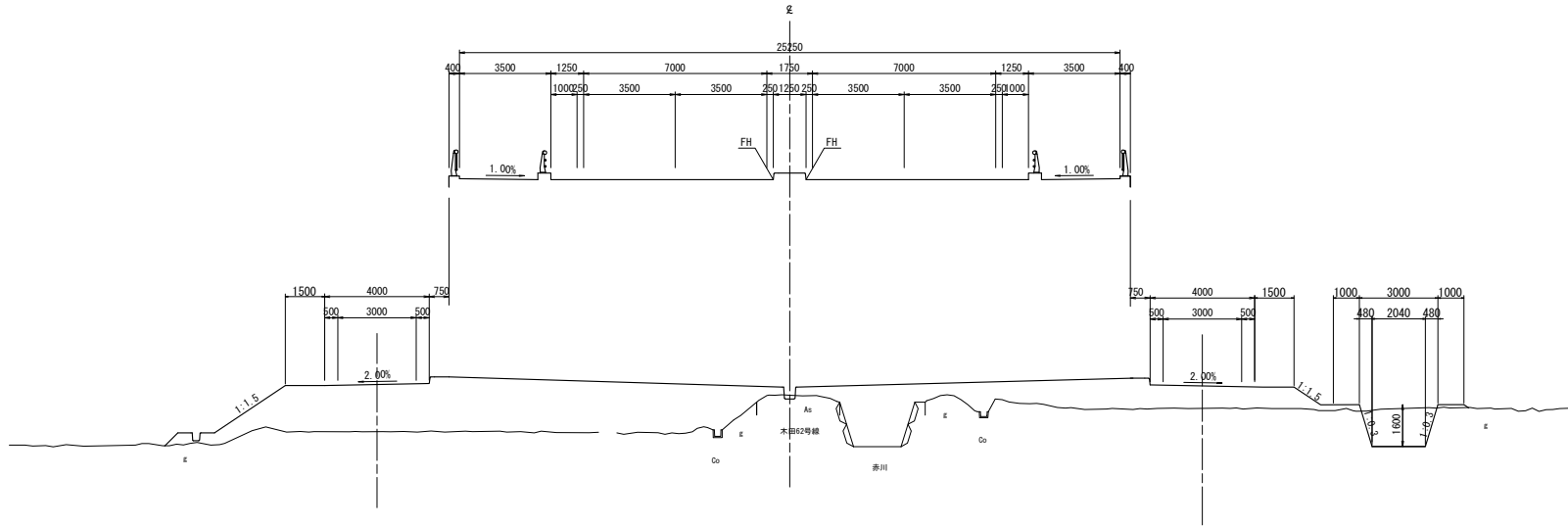


標準横断図

盛土部

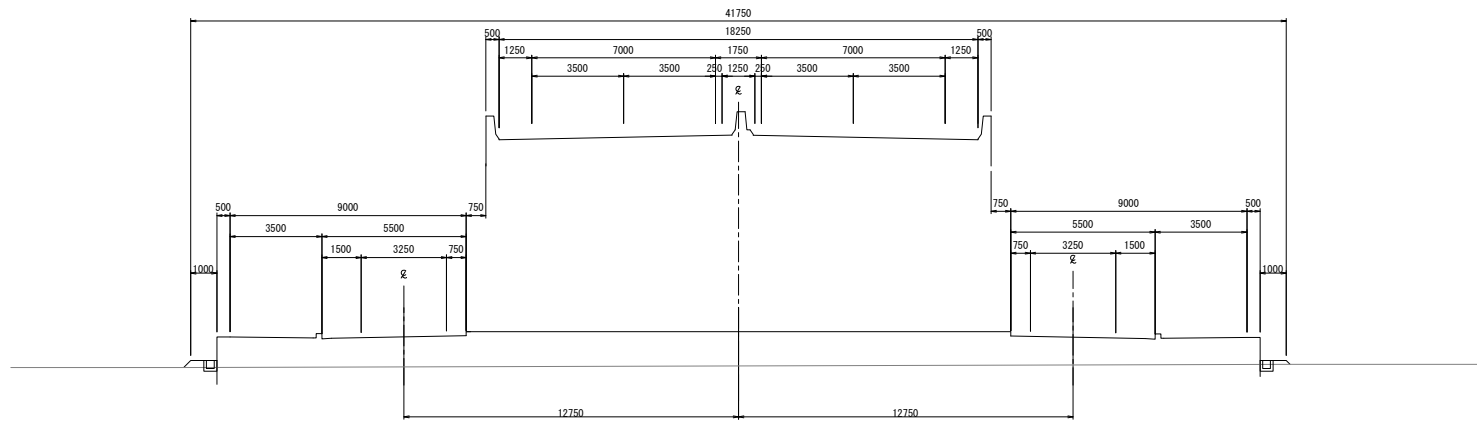


橋梁部

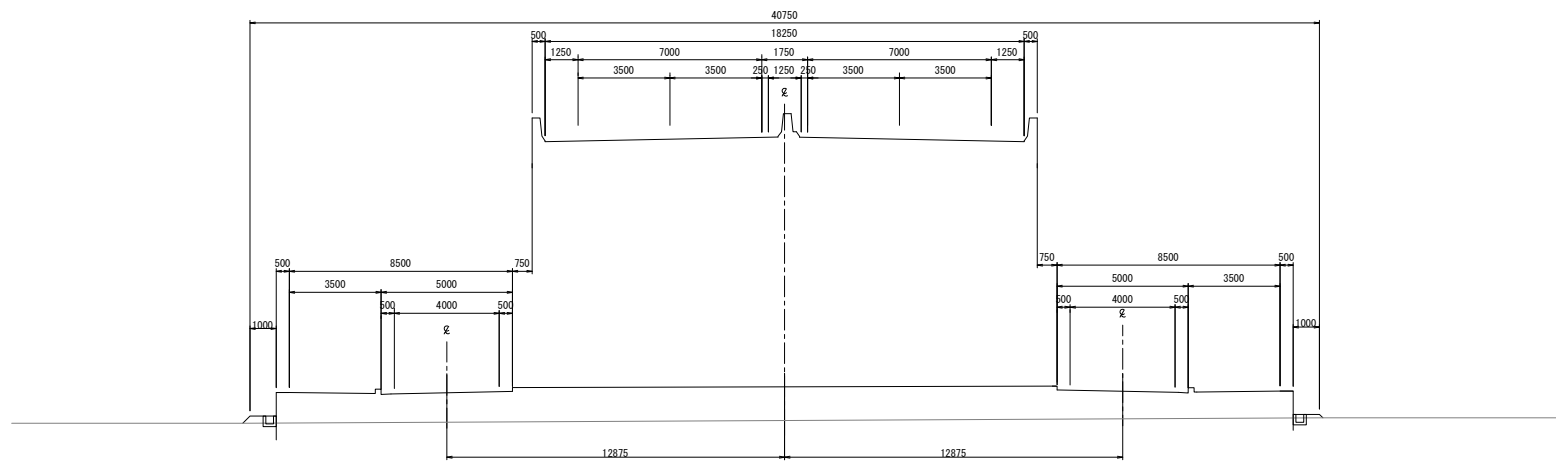


北勢バイパス 標準横断図

高架橋部①



高架橋部②



諮問第2号 鈴鹿都市計画道路の変更（鈴鹿市決定）について
（3・4・6号平野三日市線）

鈴鹿都市計画道路の変更(鈴鹿市決定)

都市計画道路中 3・4・6 号平野三日市線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・6	平野三日市線	鈴鹿市国府町字石丸	鈴鹿市三日市町字泥	鈴鹿市算所町	約 3480 m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平面交差 4 箇所	

「区域及び構造は総括図表示のとおり」

【理由】

算所南交差点東側区間(約 240m)の道路計画法線が屈曲している為、現在の道路構造令に準拠し、緩和区間(クロソイド曲線)を設け線形の見直しを行い計画変更を行うものである。

理 由 書

都市計画道路 3・4・6 号平野三日市線は、昭和 48 年に平野末広線として都市計画決定され、平成 20 年 2 月に計画決定の変更（車線数の決定）を平成 22 年 1 月に計画決定の変更（延長の変更）を行い、鈴鹿市国府町字石丸を起点とし、加佐登鼓ヶ浦線の交差点を経て、鈴鹿市三日市町字泥を終点とする延長 $L=3,480\text{m}$ の幹線道路です。

当該路線は「都市マスタープラン」における将来都市構造の骨格となるその他の幹線道路の位置付けがなされております。

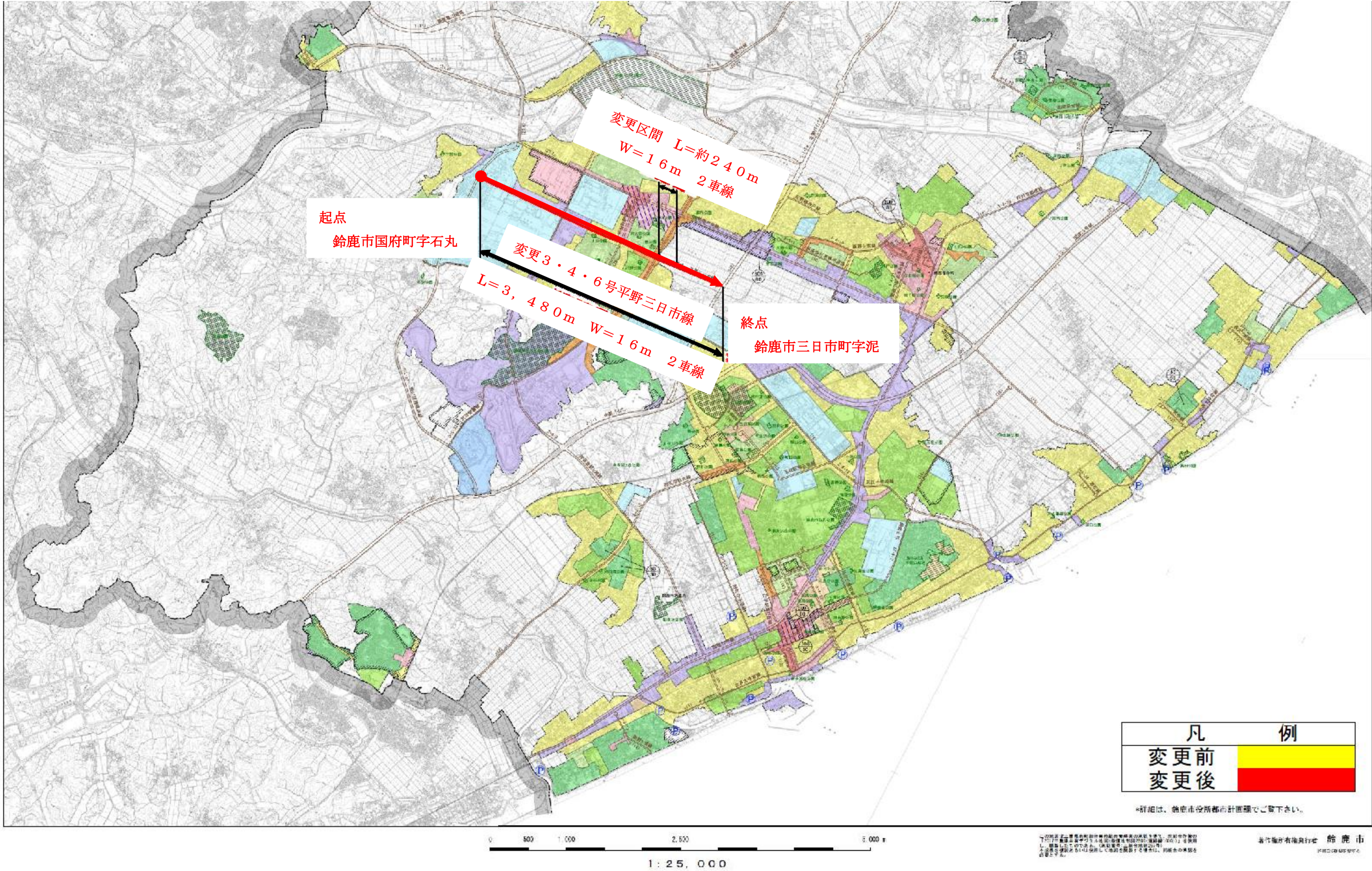
今回、円滑な交通を確保し機能的な都市活動の実現をすべく事業に着手し、詳細設計を行った結果、算所町南交差点から市道算所 309 号線の交差点までの間で、道路中心線の変更が生じた為、都市計画決定の変更を行います。

新旧対象表(鈴鹿市決定)

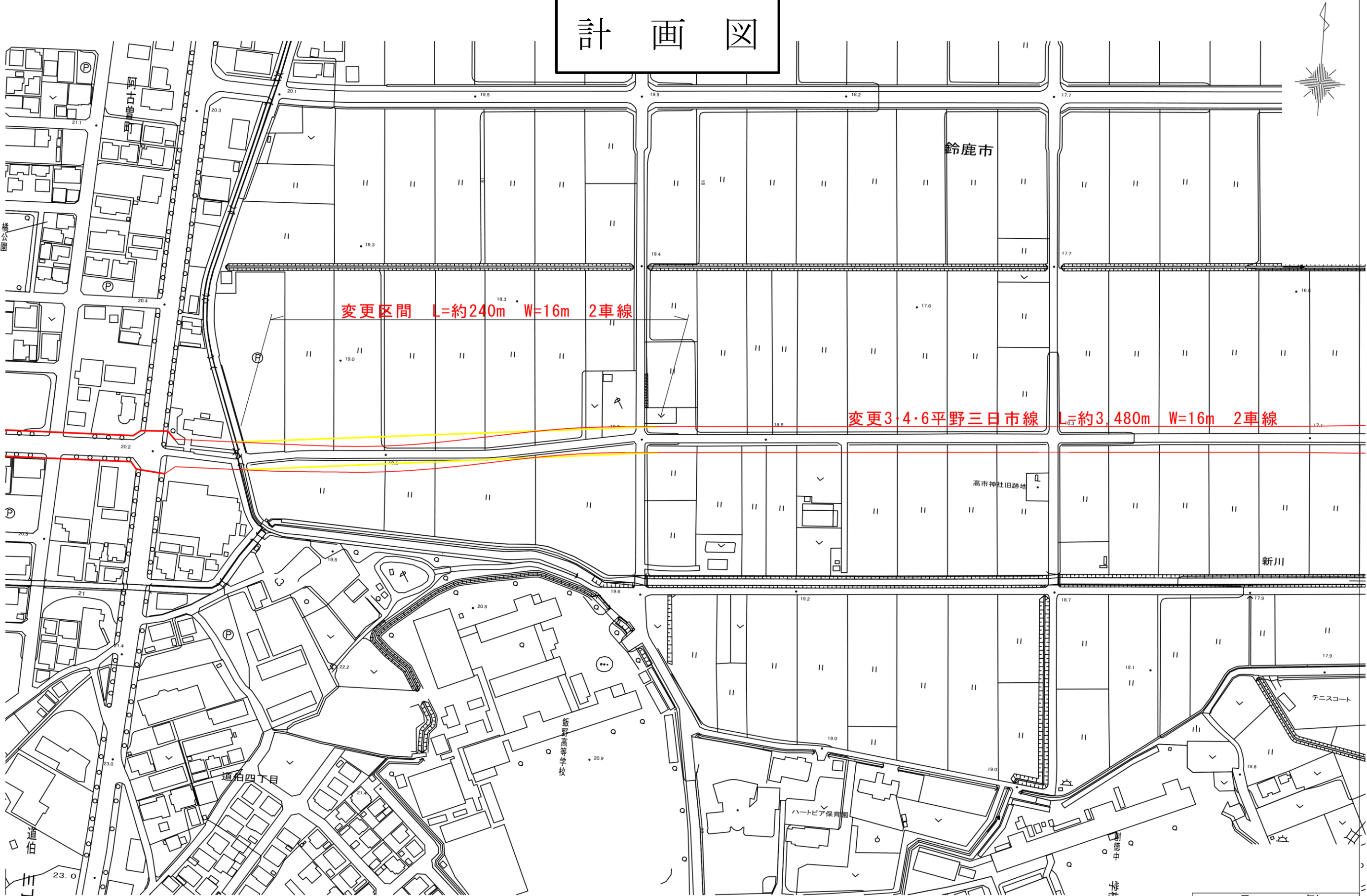
(ゴシック斜体):旧

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・6	平野三日市線	鈴鹿市国府町字石丸	鈴鹿市三日市町字泥	鈴鹿市算所町	約 3480 m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平面交差 4 箇所	

位置図



計 画 図



凡 例	
変更前	
変更後	

○そ の 他

(1) 鈴鹿市都市マスタープラン改定業務進捗報告

第4回小委員会での主な意見と対応方針

- まちを動かしていくのは人である。まちづくりを担っていく人づくりについては都市マスに記載しているか、また記載がない場合今後反映するか。
- これからのまちづくりにおいて市民協働は欠かせない部分です、都市マスにおいて市民協働を図るといった文言の記載はありますが具体的にどの団体と、といった記載はしていません。大前提として地域の方と協議を行いまとめたものを記載していくのですが、まちづくりにおける人づくりの手法やこういった団体と協議していきますといった部分については記載がありません。都市マス第5章の地域別構想が地域と協議して記載していく部分に当たりますが、記載するに至っていないのが現状です。まちづくりを担っていただく人づくりは大切であり、都市マスの改定後も継続して行っていきたいと思います。
- 計画策定において市民との意見交換をし繋がりができた。その繋がりを大切にして引続き向き合っていくってほしい。商工会議所の中にまちづくりの部会を設置してもらい、学生とのつながりも大切に毎年意見を聴いていくなどせつかくつながった関係を継続して具体的に取組んでいく事を都市マスに記載してほしい。都市マスに今後関係を持っていく事を記載してほしい。転入ママからの意見なども貴重な意見であると思う、市外からの転入者が多く、母親同士がつながりにくかったり、外国籍の方も多くいるといった鈴鹿独特の人口の流れがある。これからもそういった方とつながりを持つことで、鈴鹿市は考えてくれているという安心感を持ってもらえる。そういった取り組みが SNS 等でも広がるので、もっと鈴鹿市に来てもらえるようになるのではないかな。外国籍の方の災害時の避難の問題もあると思うので外国籍の方ともまちづくりについて一緒に考えるなど都市マスに関係組織や人材として反映記載していくってはどうかな。
- 素案 P89 地域別構想 P90 地域別構想の今後の展開において地域の方々と協議し地域別構想を策定していく流れは記載しています。具体的な対話の相手は記載していない。都市マス改定後も繋がりを持ってまちづくりを進めていきたい。いただいたご意見を参考に都市マス素案の肉付けを行っていきます。
- 土地利用の方針とテーマ別の方針について、鈴鹿市の都市マスは5つのテーマ別方針があり、他の自治体の都市マスと比べると高解像度な図面を作成してそれを重ね合わせて土地利用方針を作成している。今回の素案において、コンパクトで住みよい都市づくりとモビリティの高い都市づくりの図面が別のものに入れ替わってしまっている、これは、もとの精度の図面に戻すべきであると思う。モビリティの方についてこの間、交通系の計画策定が進

み、今までになかった交通の考え方のダイアグラム（素案 P51 のネットワークのイメージ図）はわかりやすくキープしてほしいですが、素案 P52 の図面は都市マス用にモビリティの高い都市づくりの図面を作り直すべき。コンパクトで住みよい都市づくりの図は素案 P47 のようなイメージ図になってしまっている素案 P44 のイメージ図もあわせて、抽象的なイメージ図になってしまっている、コンセプトを説明する図面であればこれでいいのかもしれないが、鈴鹿市の都市マスとしてやるべきことは、このコンセプトに基づいてより高解像度な図面で具体的にどの場所をコンパクトなまちにしていって、どのようにネットワークをつないでいくのか、ディテールを自治体として考えるのが重要で、それを飛ばしてはいけない。コンパクトシティについて賛否両論があり抽象的な図面表現になってしまったのかもしれないが、むしろ賛否両論ある意見をあえて議論を戦わせてどうするかを決着を付けなければいけない。現行の都市マスからみると後退してしまっているのでもととの高解像度の図面で議論すべき。現行の図面はあるので、それをどう微調整するかを考えればよい。例えば、水害等のリスクのことを考えたときに現行の都市マスでは人を集める記載のある所をやめていく、あるいはより拠点の設定を様々な開発の動向に合わせて調整するなど行っていく。図面としてはもとの図面に戻してほしい。

- 二点目は、脱炭素の都市づくりについて、今後様々な建物に太陽光パネルを設置する話が出てくると思われるが、高度利用する市街地で特に問題が起こるのが、低層住宅の屋根面に設置した太陽光パネルについて、設置後南側に高層の建物が建築され太陽が当たらなくなるといった問題が発生しかねない。用途地域、高さ、容積率が規制と実態に乖離がある場所においては、低層な市街地の中にて高層建物が建つことがある、せっかく設置した太陽光パネルの発電効率が下がってしまう。建物高さについて脱炭素の観点から太陽光パネルが効率よく運用できるような都市のかたち（建物の容積、高さについて）の検討をすべきである。都市マスの改定作業においてすべてを行うことは大変であるので都市マスの中では方針として高容積が可能となっている市街地においては太陽光パネルが効率良く運用できるような都市のかたちを再検討しますといった方針を入れた方がよい。脱炭素の考えの中で、これからは木造で街をつくっていくべきだとの考え方もある。戸建て住宅の多くは木造や軽量鉄骨造ですが、中高層建物は RC 造が多く環境負荷が大きいのでどんどん木造にしていきたいと思いますというトレンドがある中で鈴鹿市としてどういう風に推進するのかもぜひ考えて欲しい。
- 三点目、気候変動適応について、素案の記載においては川があふれる外水氾濫を意識した記述になっているが、水害は外水氾濫だけでなく内水氾濫もあり、局所的に低い場所に雨水が集まってきてしまって浸水が発生する。内水氾濫にどう対応するのかについても都市マスに記載してほしい。夏の遮熱

について、猛暑日が増加しかなり暑くなる、その時に鈴鹿のように車社会の都市はコンクリート・アスファルトの面積が多いので地面の表面温度が高くなる、そのことで健康被害も発生する。土地の被覆についてどう考えるのか。影があった方が夏は涼しく土地の表面温度も変わってくるので、街路樹があった方が良いといった話であるとか、うまく建物を配置し日陰をつくっていくといった遮熱に関する方針が入れられると良いのではないかな。

- 危機感を抱いている地域の方々への配慮等から抽象的な図にしたところですが、議論をしていかなければならない時期に来ている。現行都市マスに記載の図面に戻していく方向で庁内等と協議を行い検討していきます。脱炭素、気候変動適応については、検討する方針について都市マスに記載することで対応したいと思います。

- リニアについてもっと積極的に、もっと踏み込んだ記載をしてもいいのでは。近鉄鈴鹿線の延伸など企業誘致やまちづくりにおいて起爆剤となる事項を都市マスに記載することを検討してほしい。防災面において素案 P43 に記載はあるが、鈴鹿川の近くに住んでいて、河川敷きに竹藪が管理されていない箇所があり増水時に危険を感じている。河川の管理について都市マスへの記載対応はどう考えるか。

- 河川整備等の方針については素案 P82 に記載がある。詳細は実施計画を実施部局がたてそちらに記載することになる。治水対策が必要であるとの認識はあり、治水対策の推進として都市マスにも記載しています。リニアについて、大規模事業でありまちづくりに影響があると懸念をしています。亀山にできる中間駅の場所もまだ決定しておらず、もう少し詳細が決定し鈴鹿市への影響が見えてきた段階で都市マスへ反映できればと思います。リニアについての積極的な記載についてご意見いただいたことを踏まえ検討していきたいと思います。

- 都市マスの記載について、関係部局について各項目が庁内のどの部署が所管していて関係しているのかを分かりやすく記載した方がいいのでは。そうすると鈴鹿市全体で取り組んでいることが伝わりやすいのでは。都市マス自体をどうやって市民周知していくのか、どうやって PR していくのかの記載はなくていいのか。また、計画自体についてどうやって評価していくのか。中間評価を実施する考えはあるのか。

- PR や活用の仕方について、都市マス自体に記載するのではなく都市マスを説明する資料の中で表記していくなど今後検討します。評価については、都市マス自体が理念や方針を記載しているものなのでなじまないと思われます。素案 P10 に現行都市マスの評価については振り返りを行い記載しています。都市マス自体が20年先の都市を展望した長期的な計画であることから中間評価

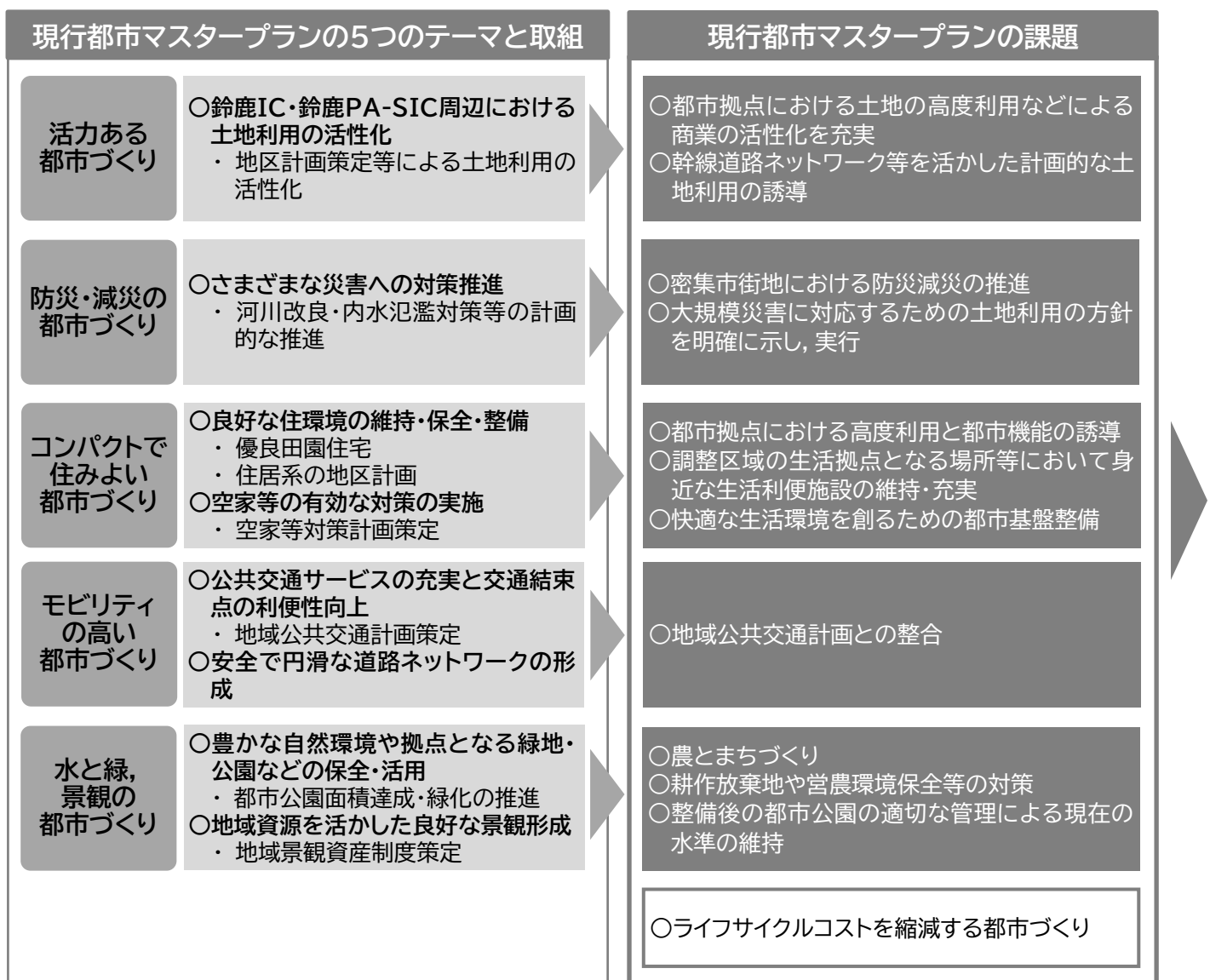
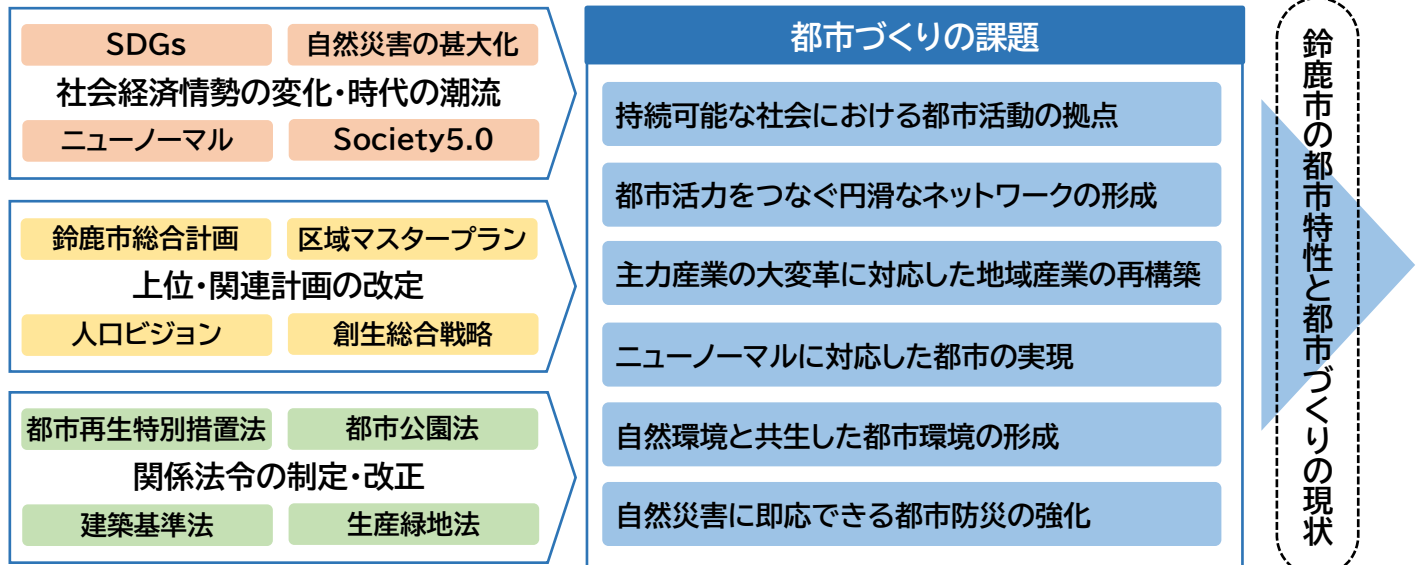
を実施する考えはありません。

- 中間評価がないと方向修正ができないのでは。途中で打てる対策について進捗状況を見ながら探していく機会という意味合いでの中間評価の場があった方がいいのでは。総合計画は沢山の指標を持っている。総合計画の指標を上手く活用していく事が良いのではないか。
- 居住誘導は民意を誘導することで、長期スパンの計画となる、目標値を設けるとしても長期的な目標設定にならざるを得ない。総合計画の評価は市民アンケート調査で評価していく。総合計画は都市マスタープランの上位計画ですので、総合計画における評価について確認・検討を行います。総合計画の評価において大きく方向性がずれるようであれば修正することもあり得るかと思います。

新鈴鹿市都市マスタープラン素案

1 新都市マスタープランの改定方針

1 新都市マスタープランの検討項目



都市づくりの視点

コンパクトシティ
・プラス・
ネットワーク「ニューノーマル」に
対応した
まちづくり人口減少
・少子高齢化
の進展地域経済活力の
維持向上

大規模自然災害

新都市マスタープランの検討項目

コンパクトシティ・プラス・ネットワークの構築

- コンパクトシティプラスネットワークの形成を図る
 - ・居住や都市機能の誘導方針
 - ・調整区域における拠点
 - ・居住推奨地域
 - ・立地適正化計画の策定検討
- 地域公共交通計画との整合

ウォーカブルシティと高質な都市空間の形成

- 居心地が良く、街歩きをしたくなるまちなか空間の形成
- 身近なウォーカブルの推進(日常生活圏域、徒歩圏域への都市機能の計画的な確保／公共交通との利用環境を高める)
- 新しい地域社会の繋がりの構築に向けた、社会参画の機会と交流の場の創出
- 健康・医療・福祉のまちづくり(健康づくり計画との連携／住民の健康意識を高め、運動習慣を身につける)
- 自然環境や歴史的景観等の地域資源を次世代へ継承

デジタルシフトによるスマートシティの推進

- デジタル技術の進化を取り入れた都市づくり(都市空間・機能、公共サービス等が新たな変革に対応した超スマート社会の実現)
- Society5.0が実現する社会に対応した都市づくり(AIやIoT, ビッグデータを活用した社会経済活動の場の提供)
- 新しい都市活動・都市交流に対応した社会基盤の構築

カーボンニュートラル／脱炭素まちづくり

- 公共交通やエコな移動手段による高齢者や子育て世帯も暮らしやすいまちづくり
- エネルギー自立型の都市づくり
- エネルギー利用が効率的な都市づくり(ZEH・ZEBの普及や蓄電池の導入促進等)

産業振興・企業誘致に向けた新規産業拠点の検討

- 土地利用(ゾーン, エリア)の範囲見直し, 運用改善による既存企業の事業拡大や新規企業立地の促進
- 農業政策との調整による新規検討ゾーンの設定
- 自動車産業のEV革命に対応した地域産業の再構築の基盤づくり

気候変動に適應した防災・減災都市づくり

- 大規模災害からの迅速な復旧に向けBCPを反映
- 災害リスクを踏まえた防災・減災都市づくり
- 周知啓発の次のステップへ

SDGsの達成を目指した都市づくりの方針設定

- 都市づくりの方針とSDGs17のゴールの紐づけ
- SDGsの取組みの反映

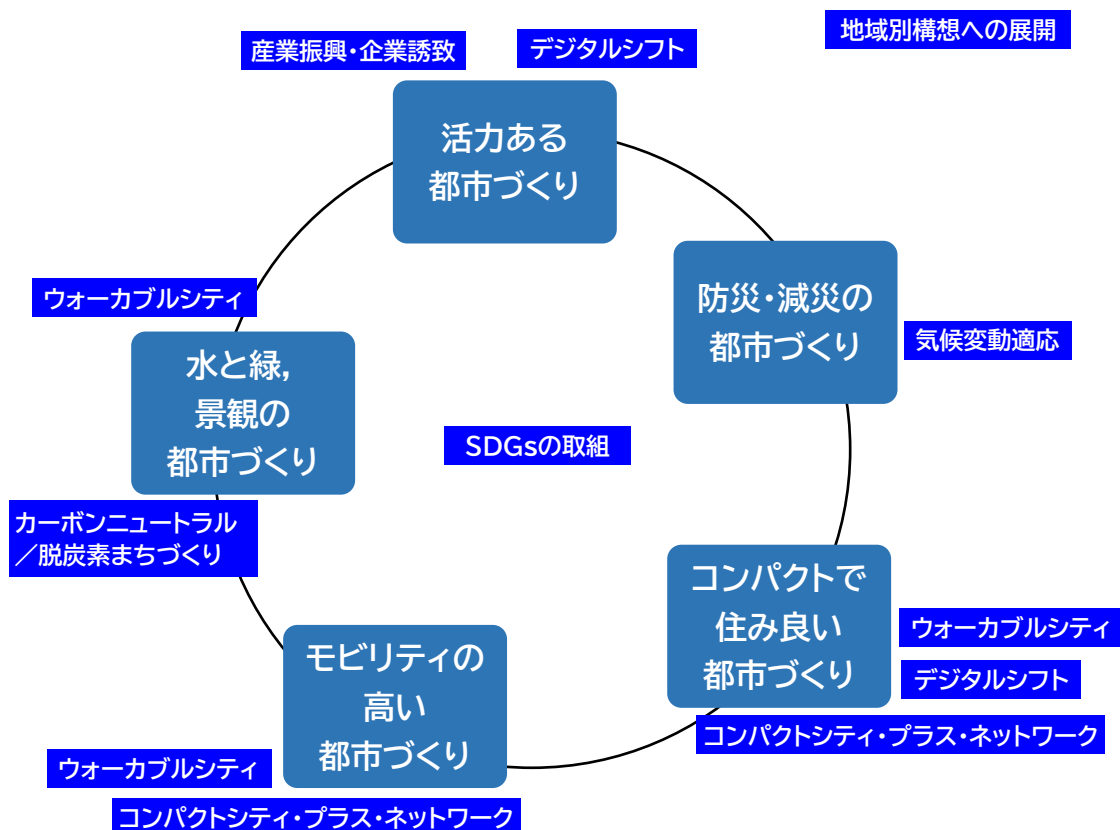
地域別構想への展開

- 地域別構想は策定せず, 地域づくり協議会の地域計画等の吸い上げを行う
- 災害危険区域については別途協議

2 新都市マスタープランの改定方針

新都市マスタープランの改定方針は、次のとおりとする。

- 新都市マスタープランで検討すべき都市づくりの方針は、現行都市マスタープランの5つの都市づくりの方針を基本とし、新都市マスタープランの検討方針に基づく内容について協議を行い、まとめることが出来た内容について現行都市マスタープランの5つの都市づくりの方針にそれぞれ加筆等を行い新都市マスタープランの全体構想とする。
- 新都市マスタープランの検討項目は、社会経済情勢や上位計画に関する課題や現行都市マスタープランの改善すべき点をピックアップしており、関係する都市施設等の整備目標値や引続き取組む事項は時点修正を行う。



都市マス素案への反映の概要

新都市マスタープランの検討項目

I コンパクトシティ・プラス・ネットワークの構築

- 都市機能の誘導や交通ネットワークの形成を図る
 - ・居住や都市機能の誘導方針
 - ・調整区域における拠点
 - ・居住推奨地域
 - ・立地適正化計画の策定検討
- 地域公共交通計画と整合した居住誘導

II ウォーカブルシティと高質な都市空間の形成

- 居心地が良く、街歩きをしたくなるまちなか空間の形成
- 新しい地域社会の繋がりへの構築に向けた、社会参画の機会と交流の場の創出
- 身近なウォーカブルの推進
- 健康・医療・福祉のまちづくり
- 自然環境や歴史的景観等の地域資源を次世代へ継承

III デジタルシフトによるスマートシティの推進

- デジタル技術の進化を取り入れた都市づくり
- Society5.0が実現する社会に対応した都市づくり
- 新しい都市活動・都市交流に対応した社会基盤の構築

IV カーボンニュートラル／脱炭素まちづくり

- 公共交通やエコな移動手段による高齢者や子育て世帯も暮らしやすいまちづくり
- エネルギー自立型の都市づくり
- エネルギー利用が効率的な都市づくり

V 産業振興・企業誘致に向けた新規産業拠点の検討

- 土地利用(ゾーン, エリア)の範囲見直し, 運用改善による既存企業の事業拡大や新規企業立地の促進
- 農業政策との調整による新規検討ゾーンの設定
- 自動車産業のEV革命に対応した地域産業の再構築の基盤づくり

VI 気候変動に適應した防災・減災都市づくり

- 大規模災害からの迅速な復旧に向けBCPを反映
- 災害リスクを踏まえた防災・減災都市づくり
- 周知啓発から次のステップへ

VII SDGsと目指す都市づくり

- 都市づくりが解決すべき課題とSDGsのゴールの紐づけ
- SDGsの取組となる都市づくりの推進

VIII 地域別構想への展開

- 地域づくり協議会 地域計画等の吸い上げ
- 災害危険区域への対応

検討から見えた課題

- I
- 人口減少・高齢化のなかでの地域活力の維持・向上[地域づくり協議会ヒアリング]
 - 日常生活を支える機能の維持に向けた生活拠点の形成や沿道型土地利用の維持[現行都市マスの総括]
 - 広域的な視点から都市づくりを考えるため, 近隣市町との連携が必要[商工会議所ヒアリング]
 - 西部地域(山側の地域)の活性化[市民ワークショップ]
 - ※地域での勉強会を実施し, 意見反映予定
 - 人口減少化における土地の管理[都市計画を取り巻く背景]
 - 地域公共交通計画(2022年6月)との整合

- II
- 安全な歩行空間の確保[市民アンケート]
 - 地域コミュニティの維持[学生意見交換]
 - 自治会の維持[地域づくり協議会ヒアリング]
 - 社会交流の場の創出[地域計画]
 - 持続可能な都市づくり[都市計画を取り巻く背景]
 - 都市公園整備と連携した市健康づくり計画に基づく取組の推進[庁内検討会議]
 - 地域コミュニティの維持[学生意見交換]
 - 自然と歴史的景観の観光での活用[市民ワークショップ]
 - 様々な魅力発信[市民ワークショップ]
 - 都市環境と自然・田園景観との調和と, 鈴鹿の多面性の発信[庁内検討会議]

- III
- デジタル技術の活用に多くの人が前向き[市民アンケート]
 - 交通等における新技術の導入[市民ワークショップ]

- IV
- カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組[庁内検討会議]
 - 近隣住民や地域等と協力した健全な生活環境の保全[庁内検討会議]

- V
- 事業用地の確保[企業ヒアリング, 企業アンケート, 商工会議所]
 - 近隣市町と連携した広域的視点からの都市づくり[商工会議所ヒアリング]
 - ※農業関係者との協議を実施し, 意見反映予定

- VI
- 災害時の安全性確保[都市計画を取り巻く背景, 市民アンケート, 地域計画]
 - ※地域での勉強会を実施し, 意見反映予定

- VII
- 市としての取組の反映(次期総合計画との整合)

- VIII
- 災害時の安全性[地域計画]
 - 地域コミュニティの維持[地域計画]
 - 社会交流の場を創出[地域計画]

都市マス素案への反映

活力ある都市づくり

- III: デジタル技術の革新による新しい都市活動・都市交流に対応した都市基盤の構築を検討する。【P36】
- V: 事業用地を確保する。【P37】
- V: 圏域での経済発展を目指し, 近隣市との密接な連携を図る。【P38】
- V: EV化による新規参入業種・企業の誘致に向けた受け皿をつくる。【P37】

防災・減災の都市づくり

- VI: 復興事前準備の取り組みを地域とともに検討する。【P42】
- VI: 地区別避難計画を策定する。【P42】
- VI: 情報収集・発信などの新技術の導入を検討する。【P41】

コンパクトで住みよい都市づくり

- I: 市街化区域の人口密度を維持し, 居住者の利便性を確保する。【P45】
- I: 近隣市と調和を図り, 生活圏域として一体的な土地利用を目指す。【P45】
- I・II: 指定既存集落等の拠点となる場所において, 身近な生活利便施設の維持・充実を図る。【P46】
- II: 住環境の維持・保全を図る。【P46】
- II: 白江土地地区画整理事業の区域内において, 福祉とまちづくりが連携した複合施設の建設を検討する。【P45】
- II: 都市機能や居住機能が集積した集約型の快適で健康的な暮らしができる都市づくりに取り組む。【P45】
- IV: カーボンニュートラルの実現に向けて, 公共施設への再生可能エネルギーの導入や建物自体の脱炭素化を推進する。【P45】

モビリティの高い都市づくり

- I: 多様な移動ニーズに対応した地域公共交通を確保する。(新たな移動手段の確保に向けた手順を明確化する。)【P50】
- II: バリアフリー化を進める。【P50】
- II: ウォーカブル推進に取り組む。【P49】
- III: 新技術を活用した地域公共交通の利便性向上を図る。【P50】
- V: リニア中央新幹線との連携も視野に入れた広域的な都市間連携軸の充実を検討する。【P50】

水と緑、景観の都市づくり

- II: 自然環境や歴史的景観等の地域資源を次世代へ継承する。【P53】
- II: 歴史・文化資源の保全, 工場等の民有地の緑化を図り, 自然景観・田園景観が調和した鈴鹿市らしい景観を維持する。【P56】
- II: 自然環境を保全・活用する。【P53】
- II: 登録地域景観資産制度の活用を促進する。【P56】
- II: 鈴鹿の魅力ある資産について, SNS等により広く情報発信する。【P57】
- III: 情報発信は, SNS等の既存媒体に加え, 新技術の活用を検討する。【P57】
- IV: 土地利用にあたり, カーボンニュートラルへの取り組みを推進する。【P54】
- IV: 近隣住民や地域等とコミュニケーションを図り, 生活環境を保全する。【P55】

その他

- V: 庁内の作業部会で検討した土地利用を反映
- VII: SDGsの記述を充実(Society5.0について追記)【P60】
- VIII: 「想定される地域の課題」に反映【P92】

3 素案への反映

主題Ⅰ. コンパクトシティ・プラス・ネットワークの構築

【Ⅰ-1】コンパクトなまちづくりに向けて都市機能の誘導や交通ネットワークの形成を図る

- ・居住や都市機能の誘導の方針
- ・居住推奨地域
- ・調整区域における拠点
- ・立地適正化計画の策定検討

【方策】

- ☐ 居住推奨地域の設定
- ☐ まちなか居住を促進・支援する制度、事業等の充実
- ☐ コンパクトなまちづくり
- ☐ 市街化区域内における人口密度を維持し生活サービスの存続、居住者の利便性が確保されるまちづくり

【検討方針】

地域生活拠点イメージ・位置づけについて【対象地区の自治会・地域づくり協議会の意向把握】

検討から見えた課題

- ☆ 人口減少や高齢化に伴う地域活力の低下（地域づくり協議会ヒアリング結果）
- ☆ 日常生活を支える機能の維持に向けた生活拠点の形成や沿道型土地利用の維持（現行都市マスの総括）
- ☆ 広域的な視点から都市づくりを考えるため、近隣市町との連携が必要（商工会議所ヒアリング）

都市マス素案への反映

コンパクトで住みよい都市づくり

- 市街化区域の人口密度を維持し生活サービスの存続、居住者の利便性が確保されるまちづくりを推進します。【P45】
- 市街化区域を中心として、生活圏域として一体的な土地の有効活用を目指し、近隣市との土地利用と調和を図ります。【P45】

モビリティの高い都市づくり

- 多様な移動ニーズに対応した地域公共交通を確保します。（新たな移動手段の確保に向けた手順の明確化）【P50】

※居住推奨地域の設定など まだ対象地区地域づくり協議会との協議を行えておらず協議を行いまとまれば記載することを検討します。

【方策】

- 郊外の既存集落の維持に向けた基礎生活サービス機能の立地誘導に必要な施策の実施
- 市街化調整区域における拠点

【検討方針】

市街化調整区域における地域拠点のイメージ・位置づけについて

【西部地域の地域づくり協議会の意向把握】

検討から見えた課題

☆ 西部地域（山側の地域）の活性化
（市民ワークショップ）

☆ 人口減少化における土地の管理
（都市計画を取り巻く背景）

都市マス素案への反映

コンパクトで住みよい都市づくり

- 身近な生活利便施設の維持・充実を図ります。
- ・指定既存集落等へ生活サービスが持続的に提供されるように、幹線道路沿道等のアクセスが良く、生活の拠点となる場所において身近な生活利便施設の維持・充実を図ります。【P46】

モビリティの高い都市づくり

- 多様な移動ニーズに対応した地域公共交通を確保します。（新たな移動手段の確保に向けた手順の明確化）【P50】

※市街化調整区域における地域拠点のイメージ・位置づけなど まだ対象地区地域づくり協議会との協議を行えておらず協議を行いまとまれば記載することを検討します。

【I-2】地域公共交通計画と整合した居住誘導

【方策】

- ☐ 都市拠点・地域拠点の配置に基づいた拠点間連携軸の整備・充実
- ☐ 域内移動手段としての公共交通網の維持・充実と再構築
- ☐ スマートモビリティを導入した効率的な域内移動手段の確立
- ☐

【検討方針】

地域公共交通計画との整合性の確認【庁内調整】

各課との調整

○地域公共交通計画が策定され、その内容との整合を図る。

都市マス素案への反映

モビリティの高い都市づくり

○多様な移動ニーズに対応した地域公共交通を確保します。(新たな移動手段の確保に向けた手順の明確化)【P50】

主題Ⅱ. ウォーカブルシティと高質な都市空間の形成

【Ⅱ-1】居心地が良く、街歩きをしたくなるまちなか空間の形成／新しい地域社会の繋がり構築に向けた、社会参画の機会と交流の場の創出

【方策】

- ☐ 街並み景観・空間整備に向けた公民連携の推進
- ☐ 公共空間(道路・公園等)の民間利活用の促進
- ☐ 歩行者・自転車等に使いやすい道路空間への再整備

【検討方針】

庁内各課等の調整【庁内調整】

検討から見えた課題

- ☆ 安全な歩行空間の確保(市民アンケート)
- ☆ 地域コミュニティの維持(学生意見交換)
- ☆ 自治会の維持が困難(地域づくり協議会ヒアリング結果)
- ☆ 社会交流の場を創出(28地域計画の整理)
- ☆ 持続可能な社会における都市(都市計画を取り巻く背景)

都市マス素案への反映

コンパクトで住みよい都市づくり

- 住環境の維持・保全【P46】
- 身近な生活利便施設の維持・充実を図ります。
・指定既存集落等へ生活サービスが持続的に提供されるように、幹線道路沿道等のアクセスが良く、生活の拠点となる場所において身近な生活利便施設の維持・充実を図ります。【P46】

モビリティの高い都市づくり

- バリアフリー化, 安全性の確保【P50】
- 居心地が良く歩きたくするまちなか空間の形成を目指しウォーカブル推進に取り組みます。【P50】

※地域コミュニティなど まだ対象地区地域づくり協議会との協議を行えておらず協議を行いまとまれば記載することを検討します。

【Ⅱ-2】身近なウォーカブルの推進／健康・医療・福祉のまちづくり

【方策】

- ☐ 地域生活拠点の形成する駅周辺部の歩行者空間の整備
- ☐ 日常的な社会生活サービス機能と一体となった滞在空間の整備
- ☐ 公共交通網と交流拠点の整合

【検討方針】

庁内各課等の調整【庁内調整】

各課との調整

○他課における健康づくり計画全体の進捗管理を図っている。(健康福祉部局)

都市マス素案への反映

コンパクトで住みよい都市づくり

- 白江土地地区画整理事業の区域内において、福祉とまちづくりが連携した複合施設の建設を検討します。【P45】
- 都市機能や居住機能が集積した集約型の快適で健康的な暮らしができる都市づくりに取り組みます。【P46】

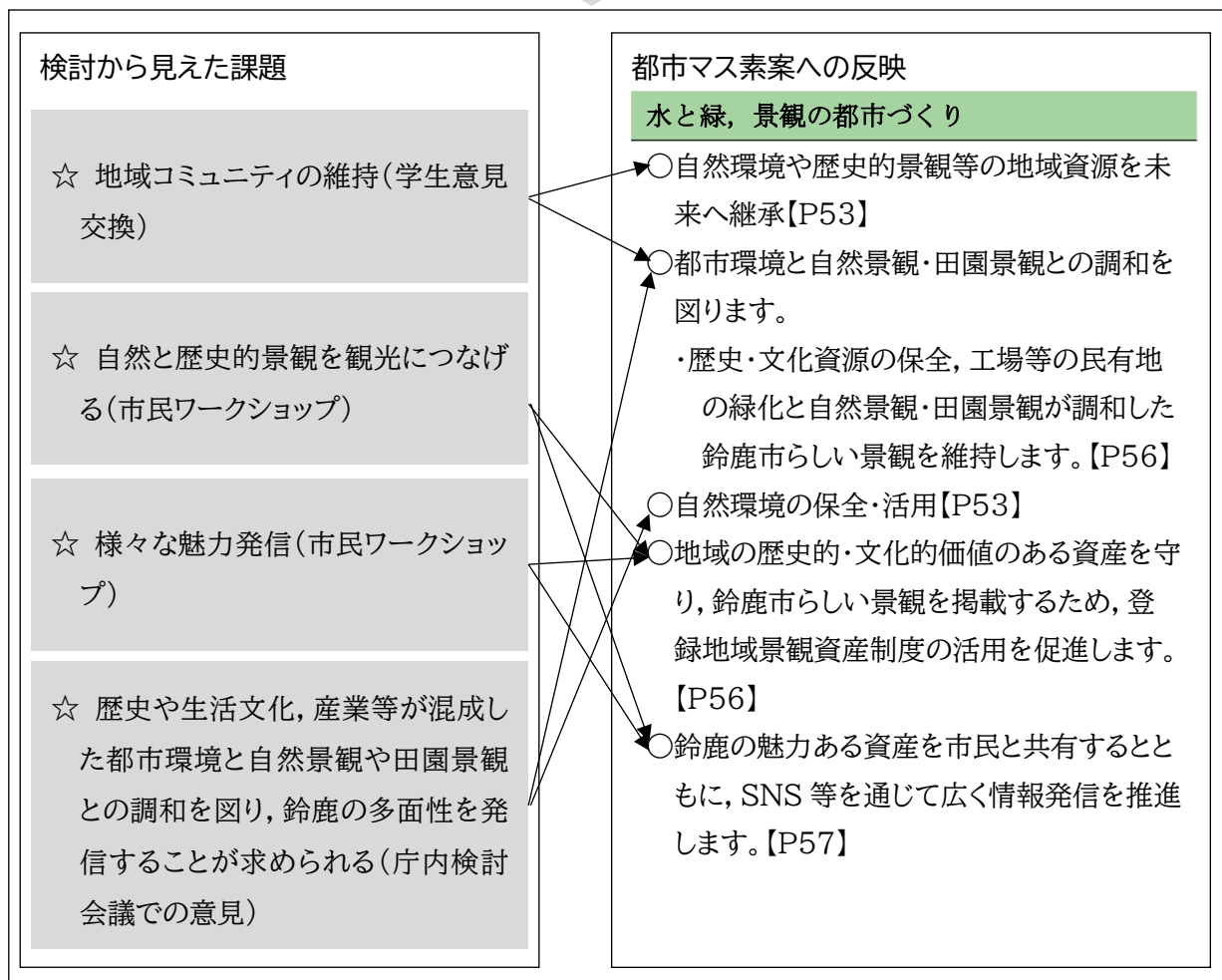
【Ⅱ-3】自然環境や歴史的景観等の地域資源を次世代へ継承

【方策】

- 自然・歴史・文化・景観等の多様な地域資源を活かしたまちづくりの推進

【検討方針】

庁内各課等の調整【庁内調整】



主題Ⅲ. デジタルシフトによるスマートシティの推進

【Ⅲ-1】 デジタル技術の進化を取り入れた都市づくり

【Ⅲ-2】 Society5.0が実現する社会に対応した都市づくり

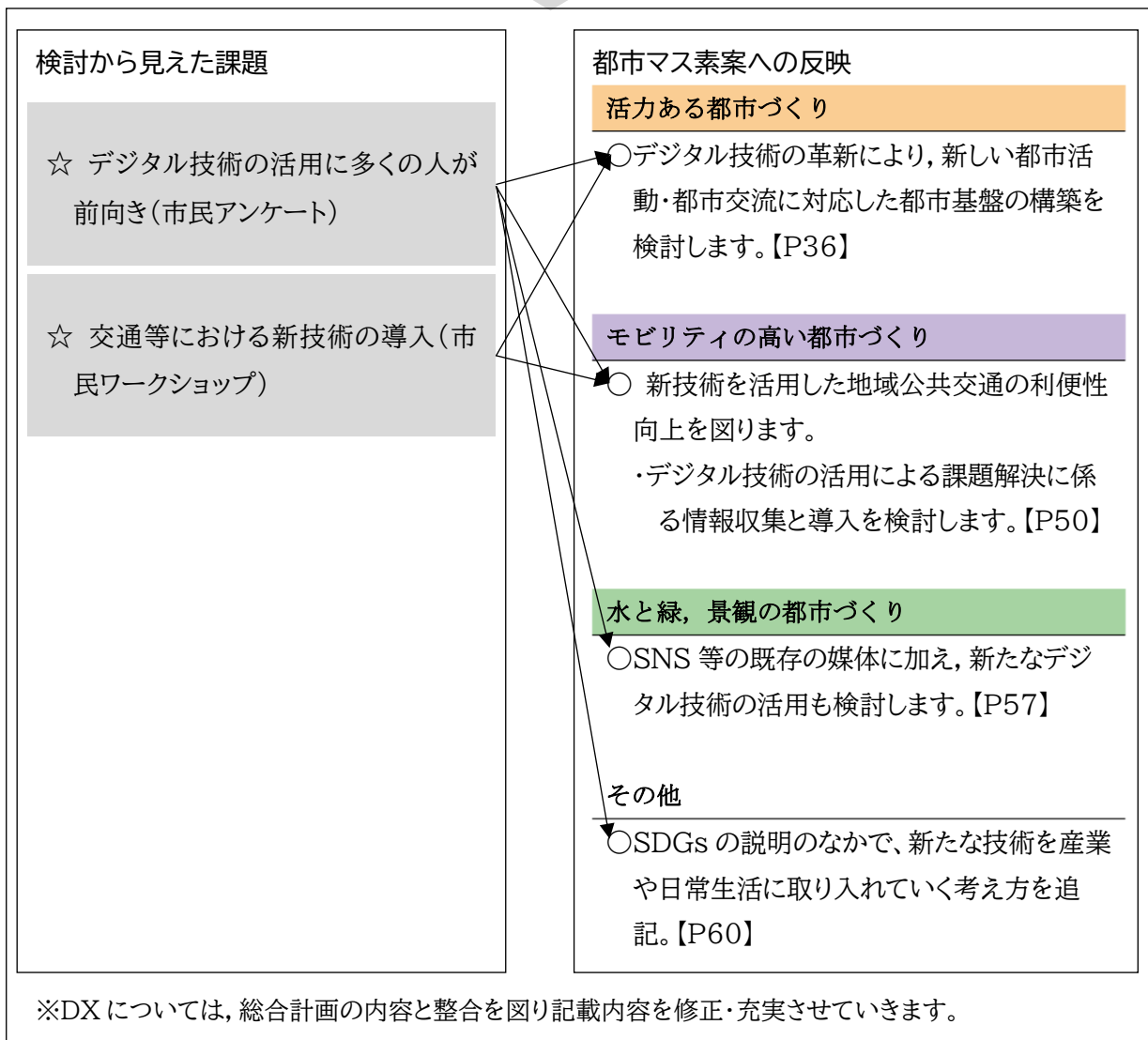
【Ⅲ-3】 新しい都市活動・都市交流に対応した社会基盤の構築

【方策】

—(改定方針時では、具体的な方策の設定なし)

【検討方針】

庁内各課等の調整【庁内調整】



主題Ⅳ. カーボンニュートラル／脱炭素まちづくり

【Ⅳ-1】公共交通やエコな移動手段による高齢者や子育て世帯も暮らしやすいまちづくり

【Ⅳ-2】エネルギー自立型の都市づくり

【Ⅳ-3】エネルギー利用が効率的な都市づくり

【方策】

- 【Ⅳ-1】☐ 移動手段のエネルギー消費削減に向けた複合的な都市ニーズの集積
 - ☐ 公共交通利便性の高い地域(鉄道駅の徒歩圏)への居住誘導
 - ☐ 公共交通網の利用促進に向けた利便性強化・サービス水準の向上
- 【Ⅳ-2】☐ 都市開発事業に際しての再生可能エネルギーによる創エネ導入の支援
 - ☐ 市街地近傍の工場立地を活かした廃熱利用の促進
 - ☐ 創エネの地域・地区単位での融通に向けたネットワークの構築
- 【Ⅳ-3】☐ エネルギー消費効率の高い都市づくり(街区単位のスマート化)
 - ☐ ZEB・ZEHの普及や蓄電池の導入促進
 - ☐ 市街地におけるCO2吸収量の強化に向けた「第二の森林」づくり

【検討方針】

- 環境政策課において令和3年度に実施した企業・市民アンケート結果を反映【庁内調整】
- 環境政策課において策定する鈴鹿市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)との整合性を確認【庁内調整】
- 庁内各課における脱炭素の取組・環境施策について【庁内調整】
- 庁内各課等の調整【庁内調整】

検討から見えた課題

- ☆ カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組み(庁内検討会議での意見)
- ☆ 近隣住民や地域等と協力した健全な生活環境の保全(庁内検討会議での意見)

都市マス素案への反映

活力ある都市づくり

- カーボンニュートラルの実現に向けて、公共施設への再生可能エネルギーの導入や建物自体の脱炭素化を推進します【P45】

モビリティの高い都市づくり

- 新技術を活用した地域公共交通の利便性向上を図ります。
・デジタル技術の活用による課題解決に係る情報収集と導入を検討します。【P50】

水と緑、景観の都市づくり

- 土地利用を図る際は、豊かな自然環境の保全、生物多様性に配慮しながらカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進します。【P54】
- 近隣住民や地域等とコミュニケーションを図りながら、健全な生活環境を保全します。【P55】

主題Ⅴ. 産業振興・企業誘致に向けた新規産業拠点の検討

【Ⅴ-1】土地利用(ゾーン, エリア)の範囲の見直し, 運用改善による既存企業の事業拡大や新規企業立地の促進／農業政策との調整による新規検討ゾーンの設定

【Ⅴ-2】自動車産業のEV革命に対応した地域産業の再構築の基盤づくり

【方策】

- 【Ⅴ-1】☐ 多様な企業ニーズに対応した新たな適地選定の取組を推進
☐ 農業政策との調整による工業系市街地形成検討地区の見直し・再配置の検討
☐ 既存企業の機能更新・効率化で生じた事業所用地の再構築・再利用
☐ 生産現場の遠隔制御・省人化に対応した就業機会・職種の誘致
☐ 都市拠点に就業機会を創出する非定型業務を意識した企業誘致
- 【Ⅴ-2】☐ EV化による新規参入業種・企業の誘致に向けた受け皿づくり
☐ 地元企業のEV対応に向けた設備投資の受け皿づくり(市外流出の阻止)
☐ 地元企業の事業領域拡大等に向けた設備投資の受け皿づくり(市外流出阻止)

【検討方針】

- 今後の設備投資, 事業環境の変化による既存事業用地の扱い(更新・活用)等について【鈴鹿工業クラブ, 鈴鹿商工会議所】
 ○産業政策課との調整【庁内調整】
 ○農業政策との調整【農林水産課, 農業委員会, 農業従事者】
 ○今後の社会構造の変化を踏まえた鈴鹿市内に立地が可能な職種・就業形態等について【鈴鹿工業クラブ, 鈴鹿商工会議所】
 ○EV化への対応や事業領域拡大による今後の鈴鹿市内での設備投資の見通しについて【鈴鹿工業クラブ, 鈴鹿市商工会議所】

検討から見えた課題

- ☆ 事業用地の確保(企業ヒアリング, 企業アンケート, 商工会議所)
- ☆ 広域的な連携(☆広域的な視点から都市づくりを考えるため, 近隣市町との連携が必要(商工会議所ヒアリング))

都市マス素案への反映

活力ある都市づくり

- 圏域での経済発展を目指し, 近隣市との地域経済の展望を共有し, 各市の特性を生かした役割分担を明確化するなど, 密接な連携を図ります。【P38】
 ○EV化による新規参入業種・企業の誘致に向けた受け皿づくり【P37】

モビリティの高い都市づくり

- リニア中央新幹線との連携も視野に入れつつ広域的な都市間連携軸の充実を検討し, 地域活力の向上につなげます。【P50】

※4視点別取り組みにおいて, 庁内の作業部会で検討した土地利用を反映していきます。

※農業関係者の協議を実施し, 意見を反映していきます。

主題VI. 気候変動に適応した防災・減災都市づくり

【VI-1】大規模災害からの迅速な復旧に向けBCPを反映

【VI-2】災害リスクを踏まえた防災・減災都市づくり

【VI-3】周知啓発から次のステップへ

【方策】

【VI-1】☐ 企業・団体等が災害時に事業継続できる都市空間の確保(公共用地等の活用)

☐ 社会インフラ企業と連携した被災時に機能する都市構造の構築

【VI-2】☐ 防災指針としての災害ハザードエリアを踏まえた都市基盤・市街地整備の推進

☐ 防災指針としての災害ハザードエリアを踏まえた土地利用誘導・土地利用規制

【VI-3】☐ 地元による地域別避難計画の策定

☐ CCTVカメラやAIを活用した危険個所の監視と避難情報の発信の推進

☐ コネクテッドカーを活用した道路状況の把握と情報共有(情報公開)の推進

【検討方針】

○対象地域を選定し、当該自治会・地域づくり協議会からの意見聴取による意向確認【対象地区の自治会・地域づくり協議会の意向把握】

○防災危機管理課との調整【庁内調整】

検討から見えた課題

☆ 災害時の安全性(都市計画を取り巻く背景, 市民アンケート, 28地域計画の整理)

都市マス素案への反映

防災・減災の都市づくり

○ 災害情報の収集や発信を効率的・効果的に行い、防災・減災につなげるため、新技術の導入を検討します。【P41】

○ 地区別避難計画の策定【P42】

○ 被災後の早期の復興のため、事前に被災後の復興まちづくりを考え、準備しておく復興事前準備の取り組みを地域とともに検討します。【P42】

※居住推奨地域, 地域での避難計画の策定など まだ対象地区地域づくり協議会との協議を行っておらず協議を行いまとまれば記載することを検討します。

主題Ⅶ. SDGsと目指す都市づくり

【Ⅶ-1】都市づくりが解決すべき課題とSDGsのゴールの紐づけ

【Ⅶ-2】SDGsの取組となる都市づくりの推進

【方策】

—（改定方針時では、具体的な方策の設定なし）

【検討方針】

○次期総合計画との整合性の確認【庁内調整】

各課との調整

○次期総合計画との整合を確認。

都市マス素案への反映

その他

- 第3章 4視点別取り組みにおいて、SDGsの説明を充実。【P60】
- Society5.0はSDGs達成のための柱として追記。【P60】

※総合計画におけるSDGsの記載を確認し、整合を図ります。

主題Ⅷ. 地域別構想への展開

【Ⅷ-1】地域づくり協議会 地域計画等の吸い上げ

【Ⅷ-2】災害危険区域への対応

【方策】

【Ⅵ-1】□ 地域づくり協議会の地域計画等の吸い上げを行う

【Ⅵ-2】□ 災害危険区域を踏まえた土地利用誘導・土地利用規制

【検討方針】

○地域計画の吸い上げ【地域づくり協議会】

○対象地域を選定し, 当該自治会・地域づくり協議会からの意見聴取による意向確認【対象地区の自治会・地域づくり協議会の意向把握】

検討から見えた課題

☆ 災害時の自助・共助

☆ 事前復興準備

☆ 地域の生活拠点の維持

都市マス素案への反映

その他

○第5章 地域別の主な課題の想定される
地域の課題に追記

[防災・減災の都市づくり]

・災害時の自助・共助の対策。

・平時から事前復興準備の対策。

[コンパクトで住みよい都市づくり]

・地域の生活拠点の維持の対策。

※地域の生活拠点の維持など まだ対象地区地域づくり協議会との協議を行えておらず協議を行い
まとまれば記載することを検討します。

市民意向の把握

市民意向の把握を行う

【方策】

都市計画全般・都市マス全般について市民意向の確認, 意見聴取を行い都市マスに反映させる

【検討方針】

- 市民アンケート
- 高校生・大学生・社会人を対象に意見聴取による意向確認

検討から見えた課題

市民アンケート

- ・災害時の安全性を確保する必要がある。
- ・安全な歩行空間を確保する必要がある。
- ・デジタル技術の活用が進むと便利になる。
- ・商店街や商業地の活性化の必要がある。

市民ワークショップ

- ・西部地域(山側の地域)の活性化が必要である。
- ・自然と歴史的景観を観光につなげる必要がある。
- ・様々な魅力を発信する必要がある。
- ・交通等における新技術の導入が必要である。

都市マス素案への反映

⇒主題Ⅰ. コンパクトシティ・プラス・ネットワークの構築から主題Ⅷ. 地域別構想への展開のなかで、課題として同様に整理した上で都市マスへ反映を行った。

